

平成30年（行ウ）第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外11名

被告 国（処分行政庁 経済産業大臣）

証 拠 説 明 書（14）

令和2年8月24日

大阪地方裁判所 第2民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 浅 岡 美 恵

同 和 田 重 太

同 金 崎 正 行

同 杉 田 峻 介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜 多 啓 公

同 與 語 信 也

同 青 木 良 和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証】

号 証	甲 A 4 2
標 目	株式会社神戸製鋼所神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る 経済産業省三次回答
作成年月日	平成27年2月1日
作 成 者	経済産業省電力安全課
立 証 趣 旨	<p>甲A40の環境省からの一次質問への一次回答、環境省からの二次質問、三次質問への経済産業省の回答及びそこに現れた本件アセスによる環境影響に係る環境省の認識、事業者たる神戸製鋼の説明状況及びこれに対する環境省の指摘事項等</p> <p>【温暖化関係】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 燃料種の複数案に関して、環境省が、二次質問において、「<u>LNG火力の中には、本事業計画地に類似した社会特性を有するものもあり、LNG火力を複数案の一つとすることが可能となると考える</u>」と指摘していること（25頁）・ 計画段階配慮事項設定に関する考え方に関して、環境省が、一次質問において、「<u>効果的な環境保全措置を講じる</u>」ことと計画段階配慮事項の選定は関係ない」と指摘していること（34頁）・ 環境省が、二次質問において、「<u>年間数百万トンにも及ぶ膨大な量の二酸化炭素を排出し、地球温暖化対策に逆行する環境負荷の大きい事業を計画しているにも関わらず、重大な環境影響を及ぼすことはない</u>」と言い切る事業者の回答からは、<u>環境影響評価を通じて、事業の実施による環境への影響をできる限り回避、低減し、環境の保全に配慮しようとの姿勢は微塵も感じられない</u>」と、環境省が事業者である神戸製鋼の姿勢を厳しく批判していること（36頁）・ CCSに関して、事業者である神戸製鋼は、「本事業計画において、CCSの具体的な検討は行っておりません」と、検討を行っていないことを明確に述べていること（128頁）・ 環境省が、事業者の説明に対して、「膨大な量の二酸化炭素を排出し、地球温暖化対策に逆行する石炭火力発電所の新設を計画しているにも関わらず、<u>本発電所へのCCSの導入に向けて主</u>

	<p><u>体的に取り組む姿勢が見られないのは極めて遺憾である。…こうした消極的な回答からは、地球温暖化対策に真摯に取り組もうという誠意は感じられない。本設備は2050年も稼働していると見込まれることから、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期目標との整合について説明すべきである。…なお、2050年時点で稼働が見込まれる新設の石炭火力発電所であるにも関わらず、本発電所において二酸化炭素回収設備の設置を検討しないということであれば、本事業は、国の長期目標との整合性が確保されているとは認められず、温暖化対策上問題である」と指摘し、事業者である神戸製鋼の姿勢を厳しく批判するとともに、環境省が、本件の事業は国の温暖化対策に係る2050年の長期目標が整合しないとの認識を明確に示していること（128～129頁）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 既設発電所の二酸化炭素排出原単位が811gCO₂/kWhであるのに対し、新設発電所の二酸化炭素排出原単位は760gCO₂/kWhと、約20年前に稼働した既設火力発電所と比較して、50gの原単位改善しかできていないことが配慮書段階で把握されていたこと（110頁） <p>【PM2.5】関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省が、一次質問において、「事業実施想定区域の周辺について、<u>PM2.5の環境基準を超過している地点が多く存在しているところ、施設の稼働に関する環境影響の有無について検討を行うべき</u>」と、本件アセスでPM2.5の環境影響について検討すべきことを指摘していること <p>ほか</p>
備 考	<p>本資料は、2020年8月21日に、環境省から開示請求者に対して送付された。</p>

以上